

# 職員行動規範

社会福祉法人椿福社会

## 前 文

障がいのある人たちが、人間として尊厳が守られ、豊かな人生を実現できるように支援することが私たちの責務です。そのため、私たちは支援者の一人として確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たすための行動規範を定める。

## I. 基本的姿勢

1. 障がい者の人権を重んじ、個人としての主体性を尊重する姿勢を堅持しなければならない。
2. 障がい者が一般市民と同様の生活水準を維持するために必要なサービスを追求していくこと。
3. 専門的役割と使命を自覚し、障がいのある人や家族に共感をもち、その人と共に歩む人間性を持つよう絶えず自己研鑽に努めなければならない。

## II. 具体的行動規範

### 1. 責務・努力事項

- (1) 入退所・異動などは、本人並びに保護者・家族に十分な説明を行い、本人が選択の機会を得られるよう努めること。
- (2) 個別支援計画の実施については、必ず本人並びに家族等に説明を行い、相互理解と同意のもとで共に実施すること。
- (3) 施設運営、処遇などに対する利用者の意見、要望などを聞く機会を設け、意見等が反映されるよう努めること。
- (4) 行事や利用者の活動計画には計画の立案段階から本人が参画できるよう努めること。

### 2. 利用者に対する専門的支援

- (1) 利用者一人ひとりの個性や特質を全人的に見て、可能性を伸ばし自立を促す専門的支援を行うこと。
- (2) 支援計画は、個人の状況・ニーズを的確に捉え、計画的に準備する。
- (3) 利用者が意思決定をできるような機会・場面を多く設定し、自己実現に向けた支援を行うこと。
- (4) 支援は、職員全体の統一した考えのもとに行うこと。

### 3. 自己研鑽

- (1) 職員は支援者としての意義の確立のため、相互が啓発し合うこと。
- (2) 職員は自らの職業における倫理の確立と専門性の向上に向けて、積極的に研修会に参加するなど、研鑽を積むこと。
- (3) 職員は利用者支援にあたっては、絶えず自己点検、相互点検に努めること。

### 4. 利用者の生活環境の保障

- (1) 生活は社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものになるよう努めること。
- (2) 出来る限りプライベートな時間と空間が保たれ、本人の趣味・趣向などが生かされるよう配慮すること。
- (3) 起床・就寝時間や食事時間・食事時間帯などの生活リズムについては、利用者の希望を出来る限り尊重すること。

- (4) 食事は、利用者の意見・要望などを聞くなどして、出来る限り献立に反映されるよう努めること。
- (5) 作業等諸活動の場と生活の場は、区別できるよう努めること。
- (6) 健康管理については、細心の注意を払うとともに、必要な時には必要な医療行為を受けることができるよう、日頃から医療機関との密接な関係を保つよう努めること。

#### 5. 利用者の社会参加支援

- (1) 地域の文化・芸術活動およびサークル活動や催しなどに参加するなど、社会参加の機会を広げていけるよう支援すること。
- (2) 地域のボランティアを積極的に受け入れるよう努めること。
- (3) 就労及び福祉的就労が可能な利用者だけでなく、全ての人にとって「はたらく」ことの意味・意義が相互理解できるよう努めること。

#### 6. 利用者、家族に対する情報開示

- (1) 利用者の入所に際しては、事前に見学や面接を行い、入所の目的、期間、支援の基本方針などを十分に説明すること。
- (2) 施設の基本方針や事業計画、支援計画などは、随時利用者や家族に開示すること。
- (3) 利用者への情報提供は、利用者が分かりやすいように、様々な手段を用いるよう努めること。
- (4) 家族に対して、利用者の生活・活動状況について定期的に説明を行うこと。
- (5) 利用者が事故にあった時や緊急な医療行為や手術・入院などをする場合は、本人並びに家族に知らせ了承を得ること。

### Ⅲ. 禁止事項

#### 1. 利用者への体罰等

- (1) 殴る、蹴る等の行為及び身体拘束や長時間正座・直立などの肉体的苦痛を与えること。
- (2) 食事を抜くなどの基本的欲求に関わる行為や、強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えること。

#### 2. 利用者への差別

- (1) 子供扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方をすること。
- (2) 障がいの程度、状態、能力、性、年齢等で差別すること。
- (3) 日頃の行動から、その利用者に対して予断をもったり、判断したりすること。

#### 3. 利用者に対するプライバシーの侵害

- (1) 利用者個人の職務上知り得た情報を法人職員をやめた後も他に漏らすこと。
- (2) 本人の了解なしに居室、寝室に入ったりすること。
- (3) 本人の了解なしに所持品の確認をすること。
- (4) 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにすること。
- (5) 利用者本人や家族の了解を得ずに、本人の写真、名前や製作した作品を掲載、展示したりすること。

#### 4. 利用者の人格無視

- (1) 「さん」をつけて呼ばず、呼び捨てや渾名で呼ぶこと。
- (2) 命令調になったり、大声で叱責したりすること。
- (3) マイク等の放送で、朝の挨拶をしたり、利用者と呼ばれたりすること。

- (4) 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。
- (5) 長時間待たせたり、放置したりすること。
- (6) 援助内容を利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的なものにすること。
- (7) 本人の生命や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- (8) 作業等諸活動に対し、いたずらにノルマを課すること。

#### 5. 利用者への制限

- (1) 自傷や他の利用者に害を与えるなどの危険回避のための行動上の制限を、本人及び家族への説明や、施設長等が専門家の意見を聞かず、職員ならびに施設だけの制限を行うこと。
- (2) 家族、友人、知人への電話や手紙などの連絡を制限すること。
- (3) 日用品などの購入を一方的に制限すること。
- (4) 面会、外出等を一方的に制限すること。

以上

附則 1	2010年5月31日制定
附則 2	2011年6月13日改定
附則 3	2018年11月9日改正

#### 追記

今日、福祉現場で障がいのある人たちと関わる中で、専門職をはじめ支援者一人ひとりが問い返していきたい「人権のきづき」の事柄を少し列記しておきます。

1. 「見た目だけで判断していないか」
2. 「当事者の人権について日々考えているか」
3. 「当事者のことなのにサポーター側で勝手に決めていないか」
4. 「当事者や他者の話を待てない気持ちになっていないか」
5. 「相手主導で話を聴いているか」
6. 「本当に相手を理解しようと思って聴いているか」
7. 「相づちをうって話を聴いているか」
8. 「心と心が通じあうよう望んでいるか」
9. 「相手の心に寄り添おうとしているか」
10. 「その人の味、その人の良いところを見ているか」
11. 「共に成長しようと思っているか」
12. 「違いを認めようとしているのか」
13. 「人に厳しく自分に甘くなっていないか」
14. 「自分に厳しく他人に優しくなれているか」
15. 「相互批判、自己研鑽しているか」
16. 「主人公は誰なのか忘れていないか」